

## 事例集 審査対象外作品及び入賞困難作品について

### (令和7年度大分県愛鳥週間用ポスター原画コンクール)

本コンクールで募集を行うポスター原画については、例年、各学校へ配布（大分県のHPでも期間限定で公開）しております募集要領にも記載のあるとおり、審査基準が設けられております。

ご応募いただいた原画は、例年どれも素晴らしく、児童・生徒が愛鳥思想を持って熱心に描いた作品が数多く揃う中、残念ながら審査基準を満たしておらず、審査対象外となる事例や入賞を逃してしまうといった事例もございました。

そこで、次年度の募集以降、同様の事例を少しでも減らすために、令和7年度大分県愛鳥週間用ポスター原画コンクールにおいて、実際に審査対象外となってしまった作品や入賞を逃してしまった作品を下記のとおり示しますので、ご参考にしてください。

#### 記

#### ■ 審査対象外となったもの

- 用紙が規格外（縦：51～55 cm，横 36～40 cm を満たしていない。）
- 用紙の向きが横向き（縦描きのみを審査対象としている。）
- 募集要領に定める作品に入れなければならない「愛鳥週間」等の標語（小学校3年生以下は入れなくてもよい）以外の文字が入っていた（風景としての看板の文字などは可。）
- 対象鳥類が海外の野鳥（クジャク、ハチドリ、ソウシチョウ、スカーレットフィンチ、コブハクチョウ〔嘴がオレンジ色〕等。ただし、「ハクチョウ」と名の付くものでも、オオハクチョウやコハクチョウ〔嘴が黄色〕は、日本で越冬をする渡り鳥であるため対象となる。）
- 対象鳥類が家禽やペット（ドバト、ダチョウ、インコ 等。）
- ※ これらに該当する場合は、構図や技法、メッセージ性がどれだけ素晴らしい作品であつても、審査の対象から除外されてしまいます。

#### ■ 審査対象外ではないが入賞しづらいもの

- ハクトウワシ（今回の応募作品の中にも多く描かれていた。もともとは北アメリカ大陸に分布している外来種であるが、近年、人の手によらず迷鳥として北海道東部で数例確認されていることから、審査対象外とはしないものの、やはり“外来種”としてのイメージが強いため、採用する審査員は限られてしまう。）